

sala サラ音楽ホール

利用案内

令和2年10月

浜松市市民音楽ホール開館準備室

(指定管理者：公益財団法人浜松市文化振興財団)

利用案内・目次

1. 開館時間・休館日	1
(1) 開館時間	
(2) 休館日	
2. 利用時間区分	1
3. 予約申込	1
(1) 受付開始時期	
(2) 受付方法	
(3) 受付場所・時間等	
4. 抽選	3
(1) 抽選日	
(2) 抽選受付時間	
(3) 抽選会場	
(4) 抽選方法	
5. 予約の変更・取消	4
6. 使用料金の支払い	4
7. 注意事項	5
(1) 交通整理員の配置・帰宅時の誘導ルート	
(2) 予約受付窓口の変更	
(3) 施設内の飲食	
(4) 駐車場	
(5) その他	
使用料金表	6
1. 施設使用料	
2. 備品使用料	
3. ホール冷暖房装置使用料	
4. 駐車場使用料	
施設概要	9

1. 開館時間・休館日

(1) 開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分（年末年始その他の休館日を除く）

(2) 休館日

12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで、2 月 15 日、2 月 22 日

※保守点検等による臨時休館あり

2. 利用時間区分

施設名	午前	午後	夜間	全日
ホール 楽屋・控室	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30	9:00～21:30
多目的室	9:00～21:30 ※1 時間単位の利用（ただし、21:00 からは 30 分）			

※会場の準備から終演後の片付け、退館までを利用時間とします。

※開館時間以外の時間帯の利用についてはご相談ください。

3. 予約申込

(1) 受付開始時期

利用区分		受付開始時期
ホール	教育関係団体	利用日の属する月の <u>13 ヶ月前</u> の月の初日
	その他	利用日の属する月の <u>12 ヶ月前</u> の月の初日
楽屋 1～4 号室 控室	教育関係団体	利用日の属する月の <u>7 ヶ月前</u> の月の初日
多目的室 1～3 号室	その他	利用日の属する月の <u>6 ヶ月前</u> の月の初日

※1：楽屋・控室・多目的室をホールと併せて利用する場合、ホールの受付開始時期と同じ

※2：利用日が月をまたぎ連続する 2 日以上にわたる区分かつ本番利用を含むものと認められる場合は、1 日目の属する月の受付開始時期と同じ

※3：初日が休館日に当たるときは、その翌日

※4：連続 2 日以上での区分でのご利用の場合、ご利用開始日の確保により後日は優先予約できます。ただし、後から日数の縮小はできません。

【教育関係団体とは】

- ① 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）
- ② 市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）
- ③ 市民の文化の振興に資する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）のうち、市長が認めるもの

※①②以外の団体が、教育関係団体の認定を受けるためには、認定申請書の提出が必要になります

申請書配布先 1：浜松市ホームページ>教育・文化・スポーツ>文化・芸術>
市民音楽ホール整備事業>市民音楽ホール予約受付

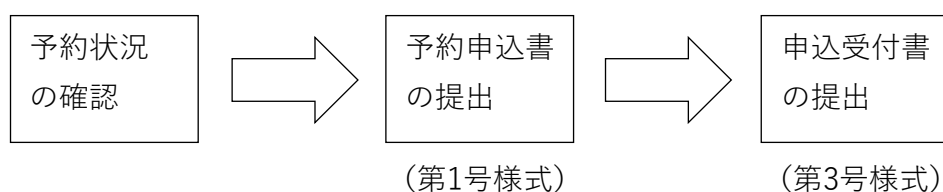
申請書配布先 2：クリエート浜松 1 階事務室 * 認定申請書受付も同事務室にて行います。

【例】

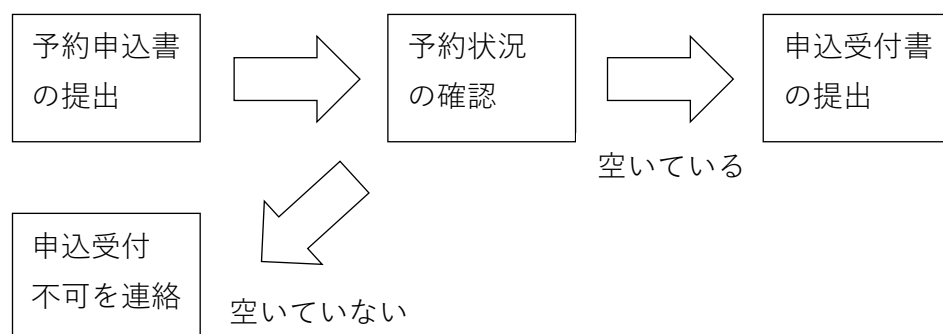
区分	利用施設	利用日	受付開始時期
教育関係団体	ホール	令和4年1月5日(水)	令和2年12月1日(火)
	多目的室	令和4年1月15日(土)	令和3年6月1日(火)
	ホール・多目的室	令和4年2月28日(月)	令和3年1月4日(月) ※1、3
	ホール	令和4年1月31日(月) 令和4年2月1日(火)	令和2年12月1日(火) ※2
その他	ホール	令和4年1月5日(水)	令和3年1月4日(月) ※3
	多目的室	令和4年1月15日(土)	令和3年7月1日(木)
	ホール・楽屋	令和4年2月28日(月)	令和3年2月1日(月)

(2) 受付方法

①窓口（受付時間：午前9時から午後8時）



②郵送・FAX・E-mail（受付時間：随時）



【注意事項】

- ・毎月1日（1日が休館日の場合は翌日）は抽選会を行うため、FAX・E-mailによる予約申込は午後2時から受け付けます。
※午後2時以前に送付されても、抽選による予約申込が優先となります。
- ・自然災害等による不可抗力により、予約申込の受付後に貸館が困難になった場合の補償や賠償等是对応しませんので、承知のうえで予約申込をしてください。

(3) 受付場所・時間等

受付場所：「浜松市市民音楽ホール開館準備室」

クリエート浜松1階事務室内（令和2年11月1日～令和3年3月31日※予定）

TEL：053-453-3935、FAX：053-453-3937

E-mail：s-hall@hcf.or.jp

* 休館日／12月28日～翌年1月3日まで、2月15日、2月22日

受付時間：午前9時～午後8時（年末年始その他休館日を除く）

4. 抽選

(1) 抽選日

毎月1日（1日が休館日の場合は翌日）

(2) 抽選受付時間

教育関係団体：午前9時から午前9時30分時まで

そ の 他：午前10時15分から午前10時45分まで

<抽選に参加される場合>

教育関係団体：午前9時30分までにご来館ください。

そ の 他：午前10時45分までにご来館ください。

(3) 抽選会場

クリエート浜松（令和2年11月1日から令和3年3月31日まで）※予定

11月1日：1階 ふれあい広場

12月1日、1月4日、2月1日、3月1日：4階 特別会議室

(4) 抽選方法

- ①予約申込書（第1号様式）を提出（あらかじめ記載してください）
- ②予約が重なった日時と申請者を確認し、空いている日時に移動する意思があるかを確認
- ③予約が重なった申請者でじゃんけんを行い、勝った順番にくじをひく
- ④あたりくじを引いた申請者が当選
- ⑤抽選にはずれた申請者で、他に空いている日時の予約をする意思があるか確認
- ⑥抽選にはずれた申請者同士で、再度予約が重なった場合は、再度抽選を実施

【注意事項】

- ・練習利用と本番利用が重なった場合は、本番利用の予約を優先します。
※練習利用とは、練習、準備、片付け又は舞台装置を置くためホールの舞台のみを利用する場合で、ホールの使用料が所定の7割もしくは3割になる利用を指します。
- ・抽選は予約が重なった利用日ごとではなく、申請者でまとめて行います。

【例】

A団体の予約を優先

	11月1日	11月2日	11月3日
A団体	準備	本番	片付
B団体		練習	

A団体とB団体で抽選

	11月1日	11月2日	11月3日
A団体	準備	本番	片付
B団体		練習	本番

A団体、B団体、C団体でまとめて抽選

	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日
A団体	準備	本番	本番	片付
B団体	準備	本番・片付		
C団体			練習	本番

※A団体があたりくじを引いた場合は、11月1日～4日の予約はすべて確定

※B団体があたりくじを引いた場合は、C団体の予約も確定（逆も同じ）

5. 予約の変更・取消

申込み内容に変更が生じた場合、またはご利用日を変更及び取消する場合は、速やかにご連絡いただくとともに、予約変更（取消）申込書（第2号様式）を提出してください。

施設	キャンセル限界日
ホール	利用日の120日前まで
楽屋1～4号室 控室 多目的室1～3号室	利用日の10日前まで

※楽屋、控室、多目的室をホールと併せて利用しようとする場合にあっては、キャンセル限界日はホールのキャンセル限界日となります。

6. 使用料金の支払い

①現金払い

《施設使用料》

利用開始日の1ヶ月前に請求いたしますので、請求日から2週間以内にお支払いください。

《ホール冷暖房装置使用料・備品使用料》

ホール冷暖房装置使用料、備品使用料については、利用日当日にご請求いたしますので、請求日から1週間以内にお支払いください。

②口座振替

「まつぱっくり」の口座振替の登録をされた方は、利用日の翌月20日が振替日（引落し）となります。

7. 注意事項

(1) 交通整理員の配置・帰宅時の誘導ルート

- ・ホールで催し物を開催し、駐車場内及び周辺道路が混雑する可能性がある場合には、利用者で交通整理員を必ず配置してください。
- ・催し物終了時などには、来場者に対して下記のルートで帰宅するように案内してください。



(2) 予約受付窓口の変更

令和3年4月1日以降の予約受付については、浜松市市民音楽ホール開館準備室窓口が「クリエート浜松」から「浜松市市民音楽ホール」に変わる予定です。受付場所や連絡先などは決まり次第、浜松市文化振興財団財団ホームページ等でご案内しますので、必ずご確認ください。

(3) 施設内の飲食

ホール内については、飲食禁止です。楽屋や控室、多目的室内での飲食は可能ですが、ゴミなどは利用者で処分してください。

(4) 駐車場

利用可能時間は、午前8時30分から午後10時までになります。午後10時には施設いたしますので、それまでに在庫してください。

(5) その他

- ・法令、浜松市市民音楽ホール条例、浜松市市民音楽ホール条例施行規則を遵守してください。
- ・利用者又は来場者が施設設備、備品等を破損、紛失等した時は、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。
- ・利用期間中における会場内の秩序維持、来場者の安全確保及び清掃・ゴミ処理は、利用者の責任と負担において必要な措置を講じてください。
- ・催し物開催時の公共交通機関などの交通処理計画については、利用者の責任と負担で必要な対応を行ってください。

使用料金表

1. 施設使用料

(1) ホール・楽屋・控室

利用区分			利用時間区分	午前	午後	夜間
				9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30
ホール	全部利用	平日	教育関係団体	16,070	26,790	37,510
			その他	32,150	53,790	75,020
		土日祝日	教育関係団体	19,450	32,420	45,380
			その他	38,900	64,840	90,770
	一部利用	平日	教育関係団体	11,250	18,750	26,250
			その他	22,500	37,510	52,510
		土日祝日	教育関係団体	13,610	22,690	31,760
			その他	27,230	45,380	63,530
楽屋	1号室	教育関係団体	170	200	220	
		その他	340	400	450	
	2号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	3号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	4号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
控室	教育関係団体	220	260	300		
	その他	450	530	600		

備考

- ホールの一部利用とは、客席の2階以上の部分を除いた利用をいいます。
・1階席 988席、2階席 426席
- ホールの利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、次の表の表の左欄に掲げる入場料等の額に応じて、加算されます。

2,001円以上 5,000円以下	表の使用料の3倍に相当する額
5,001円以上	表の使用料の5倍に相当する額

- ホールの利用者が入場料を徴収しないで、又は2,000円以下の入場料等を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の2倍に相当する額になります。
- ホールの利用者が練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の使用料は次のとおりになります。
・練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、表の使用料の7割に相当する額
・舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、表の使用料の3割に相当する額

(2) 多目的室

利用区分			利用時間区分	
			9:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
多目的室	1号室	教育関係団体	550	270
		その他	1,100	550
	2号室	教育関係団体	550	270
		その他	1,100	550
	3号室	教育関係団体	410	200
		その他	820	410

備考

利用者が入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の2倍に相当する額になります。

2. 備品使用料

(1) ホール

種別		利用区分	金額	摘要
照明設備	調光装置	午前・午後・ 夜間 各1回につき	4,340	1式
	ローアホリゾンライト		2,200	1列
	サスペンションライト		200	1台
	フロントサイドライト		200	
	センターピンスポットライト		2,880	
映写設備	プロジェクター		7,300	1式 スクリーンを含む
	スクリーン		1,360	1枚
音響設備	音響調整装置		4,340	1式
	マイクロホン	コンデンサー型	1,040	1本
		ダイナミック型	620	
	マイクロホンスタンド		100	
	つりマイクロホン装置		1,360	1式 マイクロホンは、含まない
	ワイヤレスマイクロホン装置		2,200	1式 マイクロホン1本を含む
	録音再生機器		1,330	1式
	移動型ミキサー		2,880	
	ステージスピーカー		2,880	
舞台設備	音響反射板		2,880	1式
	金びょうぶ		1,360	1双
	銀びょうぶ		1,360	
	演台		620	1台
	司会者台		310	
	花台		200	
	平台		200	
	ひもせん		200	

(2) 多目的室

種別		利用区分	金額	摘要
映 写 設 備	プロジェクター	1日1回 につき	1,100	1台
	スクリーン		550	1枚
音 響 設 備	音響装置		1,100	1式
	マイクロホン		550	1本 マイクロホンスタンドを含む
楽 器	アップライトピアノ		1,100	1台 調律代は、含まない

(3) その他共用

種別		利用区分	金額	摘要	
楽 器	フルコンサートグランドピアノ	1日1回 につき	7,220	1台 調律代は、含まない	
	ティンパニー		1,040	1台	
	シロフォン		1,040		
	マリンバ		2,090		
	グロッケン		1,040		
	ビブラフォン		1,570		
	チャイム		1,570		
	バスドラム		1,040		
	どら		1,040		
	ドラムセット		1,040		1式
	そ の 他		指揮台		310
譜面台		10			
電気コンセント		200	1口		

備考

ホールにおいて利用する場合の利用区分については、「1日1回につき」とあるのは、「午前・午後・夜間各1回につき」となります。

3. ホール冷暖房装置使用料

1時間につき 3,290円

4. 駐車場使用料

区分	金額
最初の30分まで	無料
30分を超える部分につき1回につき	100円

施設概要

- ・所在地 浜松市北区新都田三丁目2番1号
- ・構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上5階建
- ・敷地面積 30,035 m²
- ・延床面積 5,986 m²
- ・施設内容
 - 1階 ホール（舞台・客席）、楽屋4室、控室、多目的室3室、事務室他
 - 2階 ホール（客席）、作業室、音響室、調光室、親子室他
 - 3階 ホール（客席）、音響盤室、調光盤室他
 - 4階 ホール（客席）、機械室他
 - 5階 照明機械室他
- ・ホール客席 一般席 1,414 席、親子室席 7 席、車いす席 8 席
- ・駐車場 一般車駐車場 398 台、バス駐車場 10 台、思いやり駐車場 10 台、障がい者駐車場 10 台、関係者駐車場 31 台、自動二輪車駐車場 6 台



□ホール

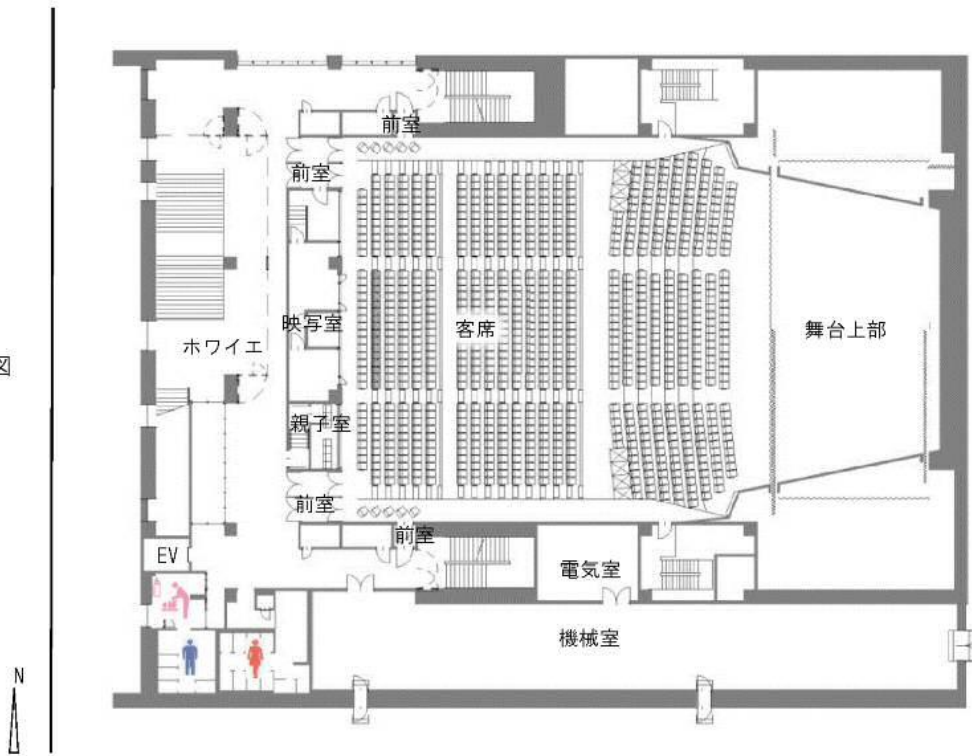
- 客席 一般席 1,414 席
- ・ 4階 240 席
 - ・ 3階 186 席
 - ・ 2階 234 席
 - ・ 1階 754 席
- 主舞台 485 m²（舞台袖含む）
- ・ 間口 21.2m × 奥行 12.4m

□諸室

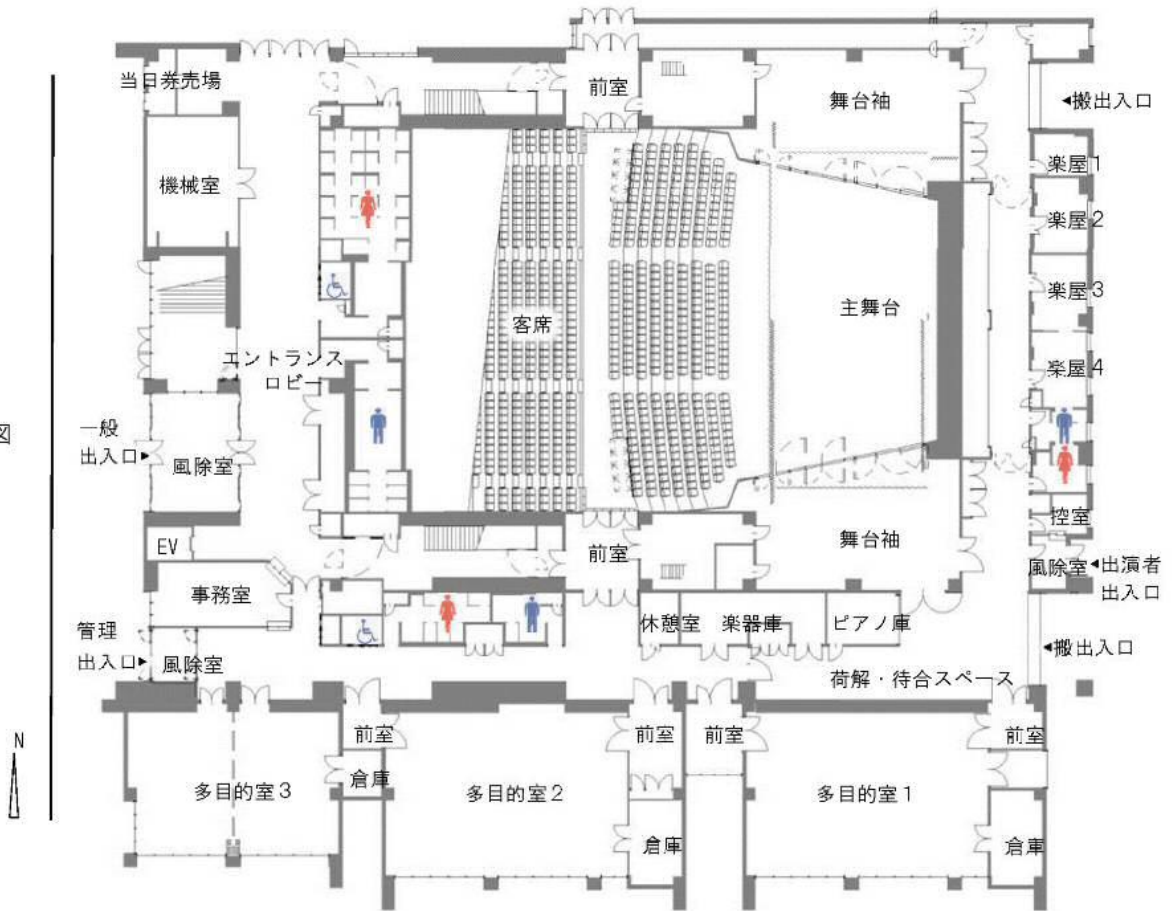
- ・ 楽屋 1 12 m²（2.8m × 3.6m）
- ・ 楽屋 2 21 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 楽屋 3 21 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 楽屋 4 20 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 控室 9 m²（2.6m × 3.6m）
- ・ 多目的室 1 198 m²（11.0m × 16.3m）
- ・ 多目的室 2 198 m²（11.0m × 16.3m）
- ・ 多目的室 3 150 m²（9.6m × 14.2m）

□平面図1階・2階

2階平面図

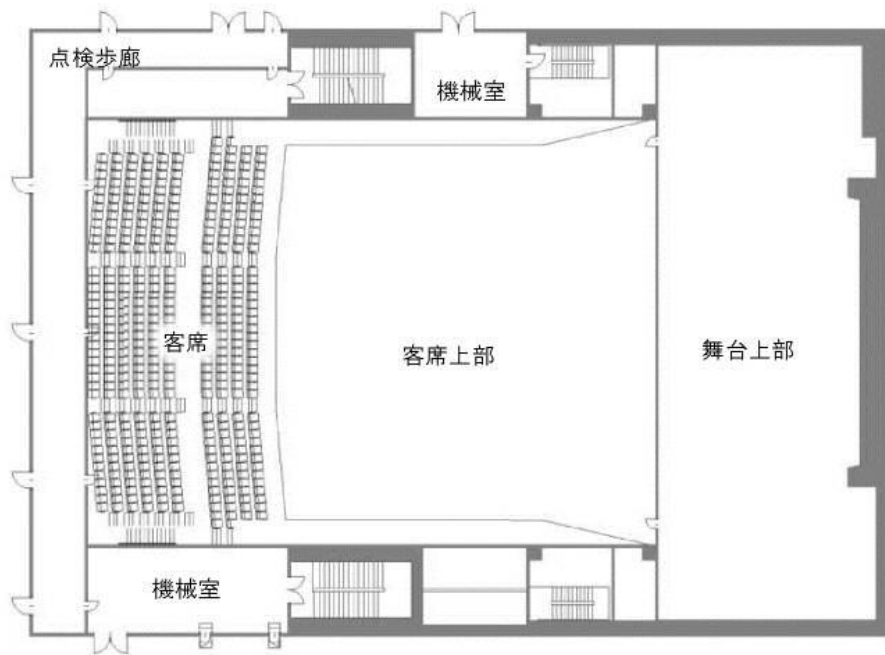


1階平面図

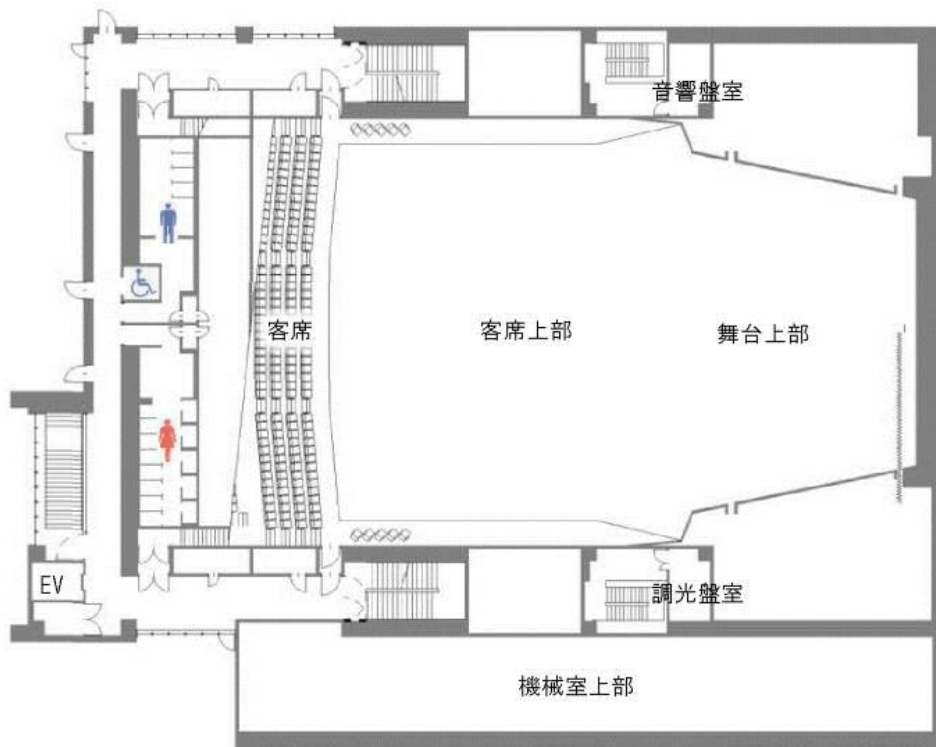


□平面図3階・4階

4階平面図



3階平面図



※ 5階は点検歩廊、照明機械室等